



計量モニター募集のお知らせ

問 地域振興課 環境・衛生係 ☎ 932-1438(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線216)



計量モニターとは、福岡県計量検定所が計量思想の普及、啓発の一環として行なっている事業です。モニターになった人は、期間中に普段の買い物で購入した商品を、はかりで計量し、その結果を記録します。記録は、福岡県計量検定所が適正な計量の実施を促すために活用します。

- ▶ **モニター期間** 9月13日(金)～10月12日(土)
- ▶ **応募資格**
 - (1) 須恵町在住の18歳以上の人
 - (2) 食料品を日常的に購入し、計量および記録ができる人
 - (3) 計量モニターとして誠意を持って従事できる人
 - (4) 説明会および報告会に出席できる人
- ▶ **募集人数** 30人(応募者多数の場合は抽選となります。)
- ▶ **説明会** 9月12日(木) 13時30分～15時30分 福岡県計量検定所 会議室(粕屋町大字大隈188-2)
- ▶ **報告会** 11月26日(火) 14時～15時30分 福岡県計量検定所 会議室(粕屋町大字大隈188-2)
- ▶ **謝礼金** 9,000円(報告会後に支払います。)
※調査件数が著しく少ない場合は、減額される場合があります。
※説明会・報告会へ出席する際の交通費の支給はありません。
- ▶ **募集期間** 8月1日(木)～23日(金)
- ▶ **応募方法** 地域振興課へ電話もしくは窓口で申し込みをしてください。
※計量モニターに決定した人には、福岡県計量検定所から9月4日(水)までに通知されます。



国民年金保険料の免除申請の受け付けが始まりました

問 住民課 国民年金係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)



20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(自営業者や失業者、学生など)は、保険料※1を毎月納めます。しかし、経済的な理由で保険料を支払うことが難しい場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される「保険料免除制度」や「納付猶予制度」(50歳未満対象)という制度があります。 ※1 令和6年度:月額16,980円

未納のままにしておくと、将来の年金が減るだけでなく、万が一の時に障害年金や遺族年金を請求できない場合があります。

7月1日(月)から令和6年度分(令和6年7月～令和7年6月)の申請の受け付けを開始しました。役場1階 住民課窓口またはマイナポータルから申請ができます。

なお、免除申請は2年1か月前までさかのぼって申請をすることができます。

※免除申請をしても、本人・配偶者・世帯主の前年度中の所得により、免除に該当しない場合があります。

▶ 申請に必要なもの

基礎年金番号が分かるもの(基礎年金番号通知書・年金手帳など)またはマイナンバーカード(失業特例を希望する人は、離職票または雇用保険受給資格者証を持参してください。)

学生は、学生納付特例の申請をしましょう

学生で保険料を支払うことが難しい場合は、「学生納付特例」の申請が必要です。

学生であることを証明するもの(学生証の写しまたは在学証明書など)を持参の上、申請をしてください。

電子申請の詳細については、日本年金機構のホームページをご確認ください。



町税の納付忘れにご注意ください

問 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線139)



7月31日(水)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、インターネットに接続してキャッシュレス決済、電子納付などでの納付が可能です。

また、振替口座の登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分を引き落とします。預金残高にご注意をお願いします。

- ▶ **対象の税目** 固定資産税 2期
国民健康保険税 2期



身体障がい者巡回相談のお知らせ

問 福祉課 障がい者福祉係
☎ 932-1493(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線126)



肢体不自由の補装具(義肢、装具)費の支給について、新規支給・再支給・修理の要否判定、処方、および適合判定を行います。なお、相談を希望する場合は、7月22日(月)までに役場1階 福祉課窓口または電話での予約が必要となります。

- 車椅子、電動車椅子、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置の相談、要否判定は行いません。
- 補聴器などの要否判定および診察、身体障害者手帳の診断書の作成は行いません。
- 会場には、必ずご本人(障がいのある人)がお越しください。

- ▶ **日 時** 8月21日(水)
- ▶ **受付時間** 9時30分～11時30分
12時30分～14時

- ▶ **診察開始時間** 10時～
※12時～13時の間は診察を行いません。
※予約人数が20人以下の場合は午前中で終了します。

- ▶ **場 所** 粕屋町健康センター
(粕屋町駕与丁1-1-1)

- ▶ **持参するもの** 身体障害者手帳、印鑑
● 再支給の場合 前回支給の補装具
● 修理の場合 修理が必要な補装具



役場からの インフォメーション



ファイナンシャルプランナー による納税相談を実施します

問 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線133)



須恵町では、さまざまな金銭的問題により支出が収入を上回ってしまい、「町税を納めたいけれど納められない」という人を対象に、ファイナンシャルプランナー(FP)による納税相談(無料)を実施します。

FPという生活設計のプロに相談し、家計に関する問題(収入不足、ローン返済、借金問題など)の解決策と一緒に考えてみませんか?

相談には、町職員も同席し、秘密は守られますのでご安心ください。

相談日	令和6年	令和7年
	7月17日(水) 8月21日(水) 10月16日(水) 11月20日(水)	1月15日(水)

※7月17日(水)については、現時点で満員となっておりますので、キャンセルが出た場合のみ予約できます。

- ▶ **会 場** 須恵町役場
- ▶ **時 間** 9時～19時(お一人1回につき1時間)
- ▶ **ご用意いただくもの**
 - 収入が分かるもの(給与明細や確定申告書の写しなど)
 - 支出が分かるもの(家賃、水道光熱費、各種保険料、借入金の返済明細書など)

- ▶ **予約方法**
事前申し込みが必要なため、相談希望の人は、上記問い合わせ先までご連絡ください。(先着順に受け付け)

